

群馬大学学則

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成17. 4. 1	平成17. 6. 1 平成17. 6. 22
	平成18. 4. 1	平成18. 4. 20 平成18. 6. 1
	平成19. 4. 1	平成19. 12. 1 平成19. 12. 26
	平成20. 4. 1	平成20. 12. 1 平成21. 4. 1
	平成21. 6. 24	平成22. 4. 1 平成23. 4. 1
	平成25. 4. 1	平成26. 4. 1 平成27. 4. 1
	平成28. 4. 1	平成28. 6. 2 平成29. 4. 1
	平成29. 5. 1	平成29. 12. 1 平成30. 4. 1
	平成31. 4. 1	令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1
	令和 4. 4. 1	令和 4. 4. 26 令和 5. 4. 1
	令和 6. 4. 1	令和 6. 10. 1

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等（第1条・第2条）

第2節 教育研究組織（第2条の2－第12条）

第3節 職員（第13条）

第4節 教授会（第14条・第15条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、授業期間及び休業日（第16条－第19条）

第2節 修業年限及び在学期間（第20条－第22条）

第3節 入学（第23条－第32条）

第4節 教育課程及び履修方法等（第33条－第43条）

第5節 休学、転学、留学及び退学（第44条－第50条）

第6節 卒業及び学位（第51条－第53条）

第7節 教育職員免許（第54条）

第8節 賞罰（第55条・第56条）

第9節 厚生施設（第57条）

第10節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生（第58条－第62条）

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第63条－第70条）

第3章 公開講座（第71条）

附則

第1章 総　　則

第1節 目的及び自己評価等

(目　　的)

第1条 国立大学法人群馬大学組織規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定により設置される群馬大学（以下「本学」という。）は、教育及び研究の最高の機関として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的とする。

2 各学部、学科又は課程等ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 教育研究組織

(学術研究院)

第2条の2 本学に、大学教員の所属組織として学術研究院を置く。

2 学術研究院に院長を置き、学長をもって充てる。

(学部及び学科又は課程等)

第3条 本学に、次の学部並びに学科、課程及び類を置く。

共同教育学部　　学校教育教員養成課程

情報学部　　情報学科

医学部　　医学科

保健学科

理工学部　　物質・環境類

電子・機械類

2 前項に規定する共同教育学部は、第33条の2第1項の規定に基づき宇都宮大学と共同で教育課程を編成する。

3 第1項に規定する各学部に、別表第1－1のとおり講座及び部門を置く。

4 第1項に規定する各学部に置く学科又は課程の入学定員及び収容定員は、別表第1－2のとおりとする。

5 第1項に規定する各学部に、学部長を置く。

(特別支援教育特別専攻科)

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 特別支援教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。

(大　　学　　院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第6条 本学に、次の研究所を附置する。

生体調節研究所

2 生体調節研究所に、次の部門を置く。

基盤研究部門

ゲノム・エピゲノム解析部門

内分泌・代謝疾患解析部門

3 生体調節研究所に、所長を置く。

4 生体調節研究所に関する規程は、別に定める。

(総合情報メディアセンター)

第7条 本学に、総合情報メディアセンターを置く。

2 総合情報メディアセンターに関する規則は、別に定める。

(機 構)

第7条の2 本学に、次の機構を置く。

大学教育・学生支援機構

研究・产学連携推進機構

重粒子線医学推進機構

未来先端研究機構

2 機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

数理データ科学教育研究センター

食健康科学教育研究センター

多職種人材育成のための医療安全教育センター

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長が必要と認めた場合は、時限を付して学内共同教育研究施設を置くことができる。

4 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(ダイバーシティ推進センター)

第8条の2 本学に、ダイバーシティ推進センターを置く。

2 ダイバーシティ推進センターに関する規程は、別に定める。

(附属の学校)

第9条 本学に附属して、次の学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園

共同教育学部附属小学校

共同教育学部附属中学校

共同教育学部附属特別支援学校

(附属学校部)

第9条の2 本学に、前条に規定する学校を統一的に企画運営するため、共同教育学部附属学校部を置く。

2 共同教育学部附属学校部に、附属学校部長を置く。

3 共同教育学部附属学校部に関する規程は、別に定める。

(教育研究施設等)

第10条 本学に、別表第1－3のとおり、学部附属の教育研究施設及び研究施設並びに研究科及び附置研究所附属の研究施設を置く。

(事務局等)

第11条 本学に、その事務を処理するため、事務局その他必要な事務組織を置く。

第12条 削除

第3節 職員

(職員)

第13条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第4節 教授会

(教授会)

第14条 各学部及び生体調節研究所に、教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

第15条 削除

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(授業期間)

第18条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第19条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各学部長の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

(開学記念日)

第19条の2 本学の開学記念日は、6月1日とする。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第20条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

共同教育学部	4年
情報学部	4年
医学部 医学科	6年
保健学科	4年
理工学部	4年

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第21条 大学の学生以外の者が、第59条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第43条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、各学部が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第22条 在学期間は、共同教育学部、情報学部、医学部保健学科及び理工学部にあっては8年を、医学部医学科にあっては9年を、それぞれ超えることができない。

2 第29条から第31条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科の第2年次編入学にあっては8年を、第3年次編入学にあっては6年を超えることができない。

第3節 入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させことがある。

(入学資格)

第24条 入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣

- が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第25条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期間内に提出するものとする。

(入学者の選考)

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第27条 前条の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第63条に規定する入学料を納入しなければならない。ただし、第65条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除又は徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納入に代えるものとする。

(入学許可)

第28条 学長は、前条の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(編 入学)

第29条 本学に編入学を願い出た者は、選考の上、許可することがある。

2 各学部の相当年次に編入学をすることのできる者（第3項及び第4項に規定する者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者
- (8) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者

(9) 外国において、学校教育における13年又は14年の課程を修了した者

3 情報学部、医学部保健学科及び理工学部（夜間主コースを除く。）の第3年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(7) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(8) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

4 医学部医学科の第2年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学（医学を履修する課程を除く。）を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 外国において、学校教育における14年以上の課程に在学し、所定の単位を修得した者

（転入学）

第30条 他の大学に在学中の者が、本学に転入学を志望するときは、選考の上、許可することがある。

（再入学）

第31条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

（転学部又は転学科等）

第32条 他の学部への転学部又は同一学部内での転学科、転類若しくは転専攻を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第33条 本学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(共同教育課程の編成)

第33条の2 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、他の大学が開設する授業科目を本学の教育課程の一部とみなして、他の大学と共同でそれぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ共同教育に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

- 2 共同教育課程を編成し、及び実施するため、構成大学間において、協議の場を設けるものとする。

(授業科目)

第34条 授業科目は、その内容により教養教育科目及び専門教育科目に分ける。

(開設授業科目)

第35条 教養教育科目は、各学部共通の授業科目として開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、群馬大学教養教育科目等に関する規則（以下「教養教育科目等に関する規則」という。）の定めるところによる。

- 2 専門教育科目は、各学部において開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、それぞれ各学部規程の定めるところによる。

(履修科目的登録の上限)

第36条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

(単位の計算方法)

第37条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、共同教育学部規程で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価した上で、所定の単位を授与する。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、S（90点～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 成績の評価に関する規則は、別に定める。

(授業の方法等)

第40条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として各学部が定める単位数が124単位（医学部医学科にあっては、188単位）を超える場合は、その超える単位数に60単位を加えたものを同項の授業の方法により修得することができる単位数とする。

(成績評価基準等の明示等)

第40条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他学部における授業科目の履修等)

第41条 教育上有益と認めるときは、学生が他学部において開設する授業科目を履修し、又は聴講することを許可することができる。

2 前項の規定による他学部において開設する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院授業科目の履修)

第41条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定による授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第42条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学

又は外国の大学若しくは短期大学（以下「他大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前4項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の取扱い）

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学又は他大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第29条から第31条までに規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5節 休学、転学、留学及び退学

（休 学）

第44条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

（休 学 期 間）

第45条 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復 学）

第46条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学 等)

第47条 他の大学へ入学を志願しようとする者又は本学の他の学部へ改めて入学を志願しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(留 学)

第48条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第20条に規定する修業年限に算入することができる。

(退 学)

第49条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除 籍)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第22条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第45条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができない者
- (3) 成業の見込みがないと認められた者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予が不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないもの
- (5) 授業料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 卒業及び学位

(卒 業)

第51条 第20条に規定する修業年限以上在学し、各学部において定める授業科目を履修し単位を修得した者について、学長が卒業を認定する。

第52条 本学学生（医学部医学科に在学する者を除く。）で3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学 位 授 与)

第53条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

共同教育学部 学士（教育学）

情報学部 学士（情報学）

医学部 学士（医学）

 学士（看護学）

 学士（保健学）

理工学部 学士（理工学）

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第7節 教育職員免許

(教育職員免許状)

第54条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を取得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生で学芸、技術等他の模範となる者に対しては、学長は、表彰することができる。

(懲 戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9節 厚生施設

(寄 宿 舎)

第57条 本学に、寄宿舎その他厚生保健の施設を置く。

2 寄宿舎その他厚生保健の施設に関する規則は、別に定める。

第10節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生
(特別聴講学生)

第58条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規則は、各学部で定める。

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から1又は複数の科目の履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規則は、各学部で定める。

(研 究 生)

第60条 特定の専門事項について研究することを願い出る者があるときは、選考の上研究 生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規則は、各学部及び生体調節研究所で定める。

(聴 講 生)

第61条 授業科目の中から1又は複数の科目の聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する規則は、各学部で定める。

(外国人留学生)

第62条 外国人で大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者については、外国人留学生として選考の上、定員外として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第34条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前項の日本語科目及び日本事情に関する科目として開設する授業科目並びにその単位数は、教養教育科目等に関する規則の定めるところによる。

4 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第63条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第64条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予)

第65条 入学料、授業料及び寄宿料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予があることある。

(既納の検定料等)

第66条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 第25条の規定に基づいて検定料を納入した者が、2段階選抜において出願書類等による第1段階目の選抜で不合格となった場合には、費用規程第2条第2項に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(2) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、当該授業料相当額

(3) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学後5月又は11月に休学をした場合には、群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第23条により算定した額

(4) 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額

(特別聴講学生の授業料等)

第67条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

2 特別聴講学生の授業料は、公立又は私立の大学又は短期大学（以下「公私立大学等」という。）の学生であるときは、聴講生と同様とし、国立大学等の学生であるときは、徴収しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を締結している公私立大学等の学生であるときは、徴収しないものとする。

(科目等履修生等の授業料等)

第68条 科目等履修生、研究生及び聴講生（以下「科目等履修生等」という。）の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規程の定めるところによる。

第69条 科目等履修生等の検定料は、入学を志望するときに、入学料は、入学のための所要の手続を行うときに納めなければならない。

2 研究生の授業料は、3月分（3月に満たない場合は当該在学予定期間分）に相当する額を当該期間における当初の月の末日までに、科目等履修生及び聴講生の授業料は、履修予定単位に相当する額を4月及び10月に納めなければならない。

3 在学予定期間の始期が入学年度の4月1日である者に係る最初に納入すべき授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(読 替)

第70条 第66条の規定は、特別聴講学生及び科目等履修生等に準用する。この場合において、同条第2号中「費用規程第3条第4項」とあるのは「第69条第3項」と読み替えるものとする。

第3章 公開講座及び特別の課程

(公 開 講 座)

第71条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規則は、別に定める。

(特別の課程)

第72条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則施行の日において、旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された群馬大学に在学する者は、引き続き本学に在学するものとし、その者に係る履修その他教育上必要な事項は、別に定める。

3 別表第1-2に規定する工学部夜間主コース及び全学部の合計の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは次のとおりとする。

学部	学科・年度	学 科	収 容 定 員	
			平成16年度	平成17年度
工 学 部	応用化学科	人	人	
	夜間主コース	60	50	
	生物化学工学科			
	夜間主コース	100	90	
	機械システム工学科			

	夜間主コース	100	90
	電気電子工学科		
	夜間主コース	100	90
	情報工学科		
	夜間主コース	120	120
	夜間主コース計	480	440
合	計	5,040	5,000

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条の規定及び別表第1－1は、平成17年度の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 社会情報学部社会情報学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第1－2に規定する社会情報学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	学 科	収 容 定 員		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会情報学部	情 報 行 動 学 科	人 50	人 50	人 160
	情 報 社 会 科 学 科	50	50	160
	計	100	200	320

附 則

この学則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部の応用化学科、材料工学科、生物化学工学科及び建設工学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第1－2に規定する工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成19年度

から平成21年度までは次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
工 学 部	応用化学・生物化学科	人 170	人 340	人 510
	機械システム工学科	70	140	210
	生産システム工学科			
	昼間コース	40	80	120
	夜間主コース	30	60	90
	環境プロセス工学科	40	80	120
	社会環境デザイン工学科	40	80	120
	電気電子工学科	70	140	210
	情報工学科	50	100	150
	学科共通 (夜間主コースを除く。)			30
計		510	1,020	1,560

- 4 特殊教育特別専攻科は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部の第3年次編入学は、改正後の第29条第4項の規定にかかわらず、平成21年度入学者まで、なお従前の例による。
- 3 別表第1-2に規定する医学部の入学定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から令和6年度までは次のとおりとする。

学部	学科	入学定員									
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部	医学科	人 95	人 102	人 108							
	保健学科										
	看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	理学療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	作業療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	255	262	268	268	268	268	268	268	268	268

学部	学科	入学定員				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医学部	医学科	人 108	人 108	人 108	人 108	人 108
	保健学科					
	看護学専攻	80	80	80	80	80
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40
	理学療法学専攻	20	20	20	20	20
	作業療法学専攻	20	20	20	20	20
	計	268	268	268	268	268

4 別表第1－2に規定する医学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から令和11年度までは次のとおりとする。

学部	学科	収容定員									
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部	医学科	人 595	人 612	人 635	人 658	人 681	人 704	人 717	人 723	人 723	人 723
	保健学科										
	看護学専攻	340	340	330	320	320	320	320	320	320	320
	検査技術科学専攻	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160
	理学療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80
	作業療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80
	計	1,285	1,302	1,310	1,318	1,341	1,364	1,377	1,383	1,383	1,383

学部	学科	収容定員									
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医学部	医学科	人 723	人 723	人 723	人 723	人 723	人 705	人 687	人 669	人 651	人 633
	保健学科										
	看護学専攻	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
	検査技術科学専攻	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	理学療法学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	作業療法学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	計	1,383	1,383	1,383	1,383	1,383	1,365	1,347	1,329	1,311	1,293

附 則

この学則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学部及び工学研究科は、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学部及び当該研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該学部及び当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部及び当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する理工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは次のとおりとする。

学科・ 年度 学部	学 科	収 容 定 員 人		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
理工学部	化学・生物化学科	160	320	480
	機械知能システム理工学科	110	220	330
	環境創生理工学科	90	180	270
	電子情報理工学科	120	240	360
	総合理工学科			
	夜間主コース	30	60	90
	学科共通（夜間主コースを除く。）			30
計		510	1,020	1,560

- 4 工学部教授会及び工学研究科教授会は、第2項の規定により工学部及び工学研究科が存続する間、当該学部及び当該研究科に置くものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、本学の大学教員であつて、引き続き施行日に本学に在職する者は、学術研究院に所属するものとする。
- 3 平成25年4月1日施行の附則第2項中「工学部及び工学研究科」とあるのは「工学部」と、同項中「第3条及び第5条」とあるのは「第3条」と、同項中「当該学部及び当該研究科」とあるのは「当該学部」と、平成25年4月1日施行の附則第4項中「工学部教授会及び工学研究科教授会」とあるのは「工学部教授会」と読み替えるものとする。
- 4 工学部長は、平成25年4月1日施行の附則第2項中の規定により工学部が存続する間、当該学部に置くものとし、理工学部長をもって充てる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社会情報学部の情報行動学科及び情報社会科学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者（平成28年4月1日以降に当該学科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する社会情報学部の第3年次編入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	学 科	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		第3年次 編入学 定員	収容 定員	第3年次 編入学 定員	収容 定員	第3年次 編入学 定員	収容 定員
社会情報学部	社会情報学科		100		200	20	320
	計		100		200	20	320

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学部は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学

部に在学する者（令和2年4月1日以降に当該学部に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。

- 3 別表1－2に規定する共同教育学部及び理工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	課 程	収 容 定 員 人		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
共同教育学部	学校教育教員養成課程	190(170)	380(340)	570(510)
理 工 学 部	化学・生物化学科	645	650	655
	機械知能システム理工学科	440	440	440
	環境創生理工学科	365	370	375
	電子情報理工学科	500	520	540
	総合理工学科			
	夜間主コース	120	120	120
	学科共通（夜間主コースを除く。）	60	60	60

- 4 教育学部教授会は、第2項の規定により教育学部が存続する間、当該学部に置くものとする。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 社会情報学部並びに理工学部の化学・生物化学科、機械知能システム理工学科、環境創生理工学科、電子情報理工学科及び総合理工学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学部に在学する者（令和3年4月1日以降に当該学部に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 別表1－2に規定する情報学部及び理工学部の第3年次編入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	学 科	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		第3年次 編入学定員	収容定員	第3年次 編入学定員	収容定員	第3年次 編入学定員	収容定員
情報学部	情報学科		170		340	10	520
理工学部	物質・環境類		285		570	10	865
	電子・機械類		185		370	13	568
	計		470		940	23	1,433

- 4 社会情報学部教授会は、第2項の規定により社会情報学部が存続する間、当該学部に置くものとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月26日から施行し、改正後の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1－1（第3条関係）

学部	講 座 等
共同教育学部	国語教育講座、社会科教育講座、数学教育講座、理科教育講座、音楽教育講座、美術教育講座、保健体育講座、技術教育講座、家政教育講座、英語教育講座、特別支援教育講座、学校教育講座
情報学部	情報学講座
医学部	(医学科) 基礎医学教育部門、臨床医学教育部門、医学教育政策・支援部門
	(保健学科) 看護学講座、検査技術科学講座、理学療法学講座、作業療法学講座

別表第1－2（第3条関係）

学 部	学 科 又 は 課 程	入 学 定 員 人	2 年 次 入 学 定 員 人	3 年 次 入 学 定 員 人	収 容 定 員 人
共同教育学部	学校教育教員養成課程	190(170)			760 (680)
情報学部	情 報 学 科	170		10	700
医学部	医 学 科	90	15		615
	保 健 学 科				
	看 護 学 専 攻	80			320
	検査技術科学専攻	40			160
	理学療法学専攻	20			80
	作業療法学専攻	20			80
計		250	15	10	1,275
理工学部	物 質 ・ 環 境 類	285		10	1,160
	電 子 ・ 機 械 類	185		13	766
	計	470		23	1,926
合 計		1,080	15	43	4,661
備考					
(1) () で記載するものは、宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員を示す。					
(2) 合計の数字には、宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員は含まない。					

別表第1－3（第10条関係）

学部等	施 設
共同教育学部	教育実践センター
医学部	病院
医学系研究科	生物資源センター、薬剤耐性菌実験施設、教育研究支援センター
保健学研究科	研究・教育センター

理 工 学 府	元素科学国際教育研究センター
生体調節研究所	生体情報ゲノムリソースセンター、生活習慣病解析センター、拠点研究支援センター

別表第2（第54条関係）

学部	学科又は課程	免許状の種類	免 許 教 科
共 同 教 育 学 部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種 免許状	
		中学校教諭一種 免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一 種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、家庭、工業、英語
		特別支援学校教 諭一種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
		幼稚園教諭一種 免許状	

群馬大学大学院学則（案）

平成16. 4. 1 制	定
改正 平成17. 4. 1	平成17. 5. 19
平成17. 6. 10	平成18. 4. 1
平成18. 4. 20	平成19. 4. 1
平成19. 12. 26	平成20. 4. 1
平成22. 4. 1	平成22. 6. 1
平成23. 1. 26	平成23. 4. 1
平成23. 7. 1	平成24. 4. 1
平成25. 4. 1	平成26. 4. 1
平成29. 4. 1	平成30. 4. 1
平成31. 4. 1	令和 2. 4. 1
令和 2. 12. 25	令和 3. 4. 1
令和 4. 4. 1	令和 5. 4. 1
令和 6. 4. 1	令和 7. 4. 1
令和 8. 4. 1	

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定）第5条第2項の規定により、群馬大学大学院（以下「本大学院」という。）について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科、学府、各学環又は専攻ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行ふものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

(研究科及び学府)

第4条 本大学院に、次の研究科及び学府を置く。

教育学研究科

情報学研究科

医学系研究科

保健学研究科

理 工 学 府

食健康科学研究所

- 2 各研究科及び学府に、別表第1のとおり、講座、領域及び部門を置く。
- 3 各研究科及び学府に研究科長及び学府長を置く。
- 4 教育学研究科及び情報学研究科の研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。
- 5 医学系研究科又は保健学研究科の研究科長のいずれかは、学長の指名により、医学部長を兼ねる。
- 6 理工学府の学府長は、理工学部長を兼ねる。

(学 環)

第4条の2 本大学院に、次の学環を置く。

パブリックヘルス学環

医理工レギュラトリーサイエンス学環

- 2 パブリックヘルス学環は、医学系研究科及び保健学研究科の緊密な連係及び協力により、教育課程を実施するものとする。
- 3 医理工レギュラトリーサイエンス学環は、医学系研究科及び理工学府の緊密な連係及び協力により、教育研究を実施するものとする。
- 4 各学環に学環長を置く。

(課 程)

第5条 情報学研究科、医学系研究科、食健康科学研究所及び医理工レギュラトリーサイエンス学環に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科、理工学府及びパブリックヘルス学環に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。

- 2 保健学研究科、理工学府及びパブリックヘルス学環の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
- 4 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 5 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

(専攻及び収容定員等)

第6条 本大学院各研究科、学府及び各学環（以下「各研究科等」という。）の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。

研究科等	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
------	-----	-----	------	------

			人	人
教育学研究科	専門職学位課程	教育実践高度化	20	40
情報学研究科	修士課程	情報学	60	120
医学系研究科	修士課程	生命医科学	13 a(3) b(3)	26 a(6) b(6)
	博士課程	医学	55 c(1)	220 c(3)
保健学研究科	博士前期課程	保健学	50 a(2)	100 a(4)
	博士後期課程	保健学	10 c(1)	30 c(3)
理 工 学 府	博士前期課程	理工学	223 b(2)	446 b(4)
	博士後期課程	理工学	34	102
食健康科学研究科	修士課程	食健康科学	40	80
パブリックヘルス学環	博士前期課程	—	5	10
	博士後期課程	—	2	6
医理工レギュラトリーサイエンス学環	修士課程	—	5	10

備考

- (1) パブリックヘルス学環の入学定員及び収容定員は、医学系研究科及び保健学研究科の入学定員及び収容定員の内数とし、博士前期課程は a 、博士後期課程は c を付した括弧内の数字をその数とする。
- (2) 医理工レギュラトリーサイエンス学環の入学定員及び収容定員は、医学系研究科及び理工学府の入学定員及び収容定員の内数とし、 b を付した括弧内の数字をその数とする。

(修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 保健学研究科博士課程、理工学府博士課程及びパブリックヘルス学環博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、パブリックヘルス学環においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科等、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学期を分けて、次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(休 業 日)

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 土 曜 日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各研究科長、学府長及び各学環長（以下「各研究科等長」という。）の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

第4章 教育課程等

(教 育 課 程)

第10条の2 本大学院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2 第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。ただし、教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、研究指導を除くものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

3 本大学院における授業科目は、次の各号のとおりとする。

(1) 各研究科等において開設する授業科目

(2) 各研究科等の全てを対象とした大学院共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）

(教 育 方 法)

第11条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。ただし、教育学

研究科教育実践高度化専攻にあっては、研究指導を除くものとする。

- 2 教育学研究科教育実践高度化専攻においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行いうよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

(授業科目)

第12条 各研究科等における授業科目、単位数は、各研究科等が別に定める。

- 2 大学院共通科目は、群馬大学大学院共通科目に関する内規の定めるところによる。
- 3 各研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法を併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、1年間の授業時間を考慮して当該研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条の2 各研究科等は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、研究指導を除くものとする。

- 2 各研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、学位論文に係る評価を除くものとする。

(履修方法)

第13条 各研究科等における履修方法は、別に定める。

- 2 履修科目の選択に当たっては、あらかじめ研究指導担当の教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

第13条の2 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生に、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「本学学則」という。）第35条に規定する開設授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、課程修了の要件となる単位としない。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第14条 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修させることができる。

- 2 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により学生が修得した単位は、合わせて15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。
- 4 教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、学生が他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を、前項の規定にかかわらず、当該専攻が修了要件と定める45単位以上の2分の1を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修

得したものとみなすことができる。

第15条 各研究科等（教育学研究科教育実践高度化専攻は除く。）において、教育研究上有益と認めるときは、学生に他の大学院又は研究所等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生の当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（副指導教員）

第15条の2 各研究科等（教育学研究科教育実践高度化専攻は除く。）において、教育研究上有益と認めるときは、当該研究科等の教員及び他の研究科等の教員を副指導教員として、学生に、研究指導の一部を受けさせることができる。

2 前項の規定による副指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

（入学前の既修得単位の取扱い）

第16条 各研究科等においては、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、15単位を超えないものとする。

3 前2項の規定により修得したものとみなす単位数及び第14条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

4 教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）は、転学等の場合を除き、当該専攻において修得した単位以外のものについては、第2項の規定にかかわらず、第14条第4項の規定及び第22条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて45単位以上の2分の1を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 各研究科等は、当該研究科等の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修の期間は、第42条に定める在学年限を越えることはできない。

（教育方法の特例）

第17条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（履修の認定）

第18条 授業科目の履修単位は、試験（口頭又は筆答）又は研究報告により認定するものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかつた者は、追

試験を受けることができる。

3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。

4 各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。

(学位論文の審査)

第19条 修士課程及び博士前期課程の学位論文の審査は、当該教授会又は学環運営委員会で選定する3人以上の教授が行うものとする。ただし、当該教授会又は学環運営委員会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

2 医学系研究科博士課程の学位論文の審査は、教授会が選定する3人以上の教授で構成する審査委員会が行うものとする。

3 博士後期課程の学位論文の審査は、教授会が選定する3人以上の教授で構成する審査委員会が行うものとする。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

4 前3項の学位論文の審査に当たっては、当該教授会又は学環運営委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第20条 最終試験は、所定の単位を修得した者で、学位論文の審査に合格した者につき、当該教授会又は学環運営委員会が口頭又は筆答により行うものとする。

第5章 課程修了及び学位授与

(修士課程修了の認定)

第21条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、2年以上（第7条第5項に該当する者は1年以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該各研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者と各研究科等において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了の認定)

第22条 博士課程修了の認定は、医学系研究科にあっては4年、保健学研究科及び理工学府にあっては5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と当該研究科等において認めた場合には、3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 第7条第5項に該当し修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の保健学研究科及び理工学府の博士課程修了の認定は、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間

に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の認定は、3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と研究科等において認めた場合には、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程修了の認定）

第22条の2 専門職学位課程修了の認定は、2年以上在学し、所定の単位の修得によって行う。

2 教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（在学期間の短縮）

第22条の3 各研究科等において、修士課程、専門職学位課程、博士前期課程及び医学系研究科博士課程に入学する前に修得した単位（ただし、専門職学位課程以外の課程においては学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を各研究科等において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により各研究科等の修士課程、専門職学位課程、博士前期課程及び医学系研究科博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で各研究科等が認めた期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び専門職学位課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位授与）

第23条 第21条から第22条の2までの規定により課程修了の認定を得た者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育学研究科 教職修士（専門職）

情報学研究科 修士（情報学）

医学系研究科 修士（生命医科学）、博士（医学）
保健学研究科 修士（保健学）、修士（看護学）
博士（保健学）、博士（看護学）
理工学府 修士（理工学）、博士（理工学）
食健康科学研究所 修士（食健康科学）
パブリックヘルス学環 修士（社会健康医学）、博士（社会健康医学）
医理工レギュラトリーサイエンス学環 修士（医理工学）

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程の修了者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許状授与の所要資格の取得）

第24条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する学校の種類ごとの教諭一種免許状を有する者で、当該免許状に係る専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要単位を修得しなければならない。

2 各研究科等において、当該所要資格を取得できる免許状の種類等は、別表第2に掲げるとおりとする。

第6章 入学、休学、退学、進学等

（入学の時期）

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させことがある。

（入学資格）

第26条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業

科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により本大学院以外の大院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）
- 2 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により本大学院以外の大院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であつ

て、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程に4年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）

（進学又は編入学資格）

第27条 博士後期課程に進学又は編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願手続）

第28条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書に関係書類を添付し、学長に提出するものとする。

（合格者の決定）

第29条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

（入 学 手 続）

第30条 合格者は、定められた期日内に所定の手続きを経て、入学料を納入するものとする。この手続きを怠る者は入学を許可しないことがある。

（休 学）

第31条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ず

ることができる。

- 3 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。
- 4 休学期間は、通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては2年、博士後期課程においては3年、医学系研究科博士課程においては4年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復 学)

第32条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

- 2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(在 学 延 長)

第33条 各研究科等において、第7条に規定する標準修業年限以上在学し、課程を修了しないときは在学延長を願い出ることができる。

(退 学)

第34条 病気、その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第35条 学長は、学生が病気その他の理由で成業の見込みがないと認めたときは退学せざることがある。

(留 学)

第36条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第7条の修業年限に算入することができる。

(博士課程への進学)

第37条 本大学院博士前期課程を修了し、引き続き、当該博士後期課程に進学を志望する者については、別に定めるところにより選考の上、進学を許可する。

(再 入 学)

第38条 第34条の規定により、本大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、許可することがある。

(転 専 攻)

第39条 同一研究科内において転専攻を志望する者があるときは、学期の始めに限り、許可することがある。

(転 学)

第40条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

- 2 他の大学院から、本大学院に転学を志願する者があるときは、学期の始めに限り、許可することがある。

(再入学、転専攻及び転学の場合の取扱い)

第41条 前3条の規定により入学等を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の取

扱いについては、各研究科等長が定める。

(在学年限)

第42条 本大学院における最長在学年限は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては4年、医学系研究科博士課程においては8年、博士後期課程においては6年とする。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第44条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第45条 入学料及び授業料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予することがある。

(検定料等の返還)

第46条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

2 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、前項の規定にかかわらず、納入した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。

3 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

第8章 教員組織

(教員組織)

第47条 各研究科等における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させことがある。

第9章 教授会等

(教授会及び学環運営委員会)

第48条 各研究科及び学府に教授会を、各学環に学環運営委員会を置く。

2 前項の教授会及び学環運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第49条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するがあるときは、当該他の大学院との協議に基づき、必要な研究指導を受けることを認めるこ

とができる。

- 2 前項の規定により研究指導を受けることを認められた学生を、特別研究学生と称する。

(特別聽講学生)

第50条 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、各研究科等において当該他の大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により各研究科等の授業科目の履修を認められた学生を、特別聽講学生と称する。

(科目等履修生、研究生、聽講生及び外国人留学生)

第51条 科目等履修生、研究生、聽講生及び外国人留学生については、本学学則の規定を準用する。

(特別聽講学生等の検定料及び入学料)

第52条 特別聽講学生及び特別研究学生（以下「特別聽講学生等」という。）の検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

(特別聽講学生等の授業料)

第53条 特別聽講学生等の授業料は、公立又は私立の大学院の学生であるときは、特別聽講学生にあっては聽講生と同様とし、特別研究学生にあっては研究生と同様とし、国立大学の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別聽講学生等の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を本学と締結している公立又は私立の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

- 3 第1項に定める授業料の徴収方法は、本学学則第69条第2項及び第3項の規定を準用する。

第54条 第46条の規定は、特別聽講学生等に準用する。この場合において、同条第2項中「費用規程第3条第4項の規程に基づいて」とあるのは「本学学則第69条第3項の規程に準じて」と読み替えるものとする。

第11章 特別の課程

第55条 本大学院は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 雜 則

第56条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、本学学則を準用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日において、旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された群馬大学大学院に在学する者は、引き続き本大学院に在学するものとし、その者

に係る履修その他教育上必要な事項は、別に定める。

- 3 医学系研究科及び工学研究科に係る収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課 程	専 攻	収容定員	
			平成16年度	平成17年度
医学系研究科	博士課程	医 学	174	261
	博士後期課程	保 健 学	30	
工 学 研 究 科	博士前期課程	電 気 電 子 工 学	69	
		計	459	
	博士後期課程	生 産 工 学	35	
		電 子 情 報 工 学	19	20
		ナノ材料システム工学	26	
		計	101	116

附 則

この学則は、平成17年5月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年6月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。

課程・専攻・ 年度 研究科	課 程	専 攻	収容定員	
			平成18年度	
教育学研究科	修士課程	学 校 教 育	11	
		障 害 児 教 育	3	
		教 科 教 育	64	
		計	78	

附 則

この学則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 工学研究科の応用化学専攻、材料工学専攻、生物化学工学専攻、建設工学専攻、ナノ材料システム工学専攻、物質工学専攻、生産工学専攻及び電子情報工学専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 医学系研究科の修士課程及び博士課程並びに工学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度は次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
医学系研究科	博 士 課 程	生 命 医 科 学	15		
	博 士 課 程	医 科 学	333	318	303
工 学 研 究 科	博士前期課程	応用化学・生物化学	106		
		機械システム工学	44		
		生産システム工学	30		
		環境プロセス工学	22		
		社会環境デザイン工学	22		
		電 気 電 子 工 学	44		
		情 報 工 学	32		
	博士後期課程	工 学	39	78	

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 教育学研究科の修士課程教科教育実践専攻及び専門職学位課程教職リーダー専攻に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成20年度は次のとおりとする。

課程・専攻・ 年度 研究科	課 程	専 攻	収容定員
			平成20年度
教育学研究科	修 士 課 程	教 科 教 育 実 践	20
	専門職学位課程	教 職 リ ー ダ ー	16

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 社会情報学研究科の修士課程及び医学系研究科の博士課程に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度は次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員		
			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
社会情報学研究科	修 士 課 程	社 会 情 報 学	24		
医学系研究科	博 士 課 程	医 科 学	273	258	243

附 則

- この学則は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 改正後の第13条の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成23年2月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 改正後の第13条の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 保健学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成23年度から平成24年度は次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員	
			平成 23 年度	平成 24 年度
保健学研究科	修士前期課程	保 健 学	106	
	博士後期課程	保 健 学	40	35

附 則

この学則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 工学研究科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該研究科に在学しなくなる

までの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。

- 3 理工学府の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成25年度から平成26年度までは次のとおりとする。

課程・専攻・年度 学 府	課 程	専 攻	収 容 定 員	
			平成25年度	平成26年度
	博士前期課程	理 工 学	300	
理 工 学 府	博士後期課程	理 工 学	39	78

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科教授会は、平成25年4月1日施行の附則第2項の規定により工学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとする。
- 4 工学研究科長は、平成25年4月1日施行の附則第2項の規定により工学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとし、理工学府長をもって充てる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科の修士課程は、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 教育学研究科の障害児教育専攻、教科教育実践専攻及び教職リーダー専攻は、改正後

の第6条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 4 教育学研究科教育実践高度化専攻の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和2年度は次のとおりとする。

課程・専攻・ 年度 研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員 人
			令和2年度
教育学研究科	専門職学位課程	教育実践高度化	20

附 則

この学則は、令和2年12月25日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 社会情報学研究科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 社会情報学研究科教授会は、前項の規定により社会情報学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとする。
- 4 社会情報学研究科長は、第2項の規定により社会情報学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとし、情報学研究科長をもって充てる。
- 5 各研究科等の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和6年度は次のとおりとする。

研究科等	課程	専攻	収容定員 人
			令和6年度
情報学研究科	修士課程	情報学	60
理工学府	博士前期課程	理工学	554
パブリックヘルス学環	修士課程	—	5
医理工レギュラトリー サイエンス学環	修士課程	—	5

附 則

- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 各研究科等の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度は次のとおりとする。

研究科等	課程	専攻	収容定員 人		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学系研究科	修士課程	生命医科学	28	/	/
	博士課程	医科学専攻	226	224	222
理 工 学 府	博士前期課程	理工学	477	/	/
	博士後期課程	理工学	112	107	/
食健康科学研究科	修士課程	食健康科学	40	/	/

附 則

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 各研究科等の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和8年度から令和9年度は次のとおりとする。

研究科等	課程	専攻	収容定員 人	
			令和8年度	令和9年度
パブリックヘルス学環	博士後期課程	—	2	4

別表第1（第4条関係）

研究科等	講 座 等
教育学研究科	教職リーダー講座
情報学研究科	情報学講座
医学系研究科	(基礎・基盤医学領域) 機能形態学講座、生体構造学講座、分子細胞生物学講座、生化学講座、応用生理学講座、脳神経再生医学講座、薬理学講座、遺伝発達行動学講座、細菌学講座、生体防御学講座、公衆衛生学講座、法医学講座、医学哲学・倫理学講座、医学教育開発学講座
	(臨床医学領域) 内科学講座、総合外科学講座、腫瘍放射線学講座、放射線診断核医学講座、神経精神医学講座、麻酔神経科学講座、救急医学講座、総合医療学講座、リハビリテーション医学講座、臨床検査医学講座、病態病理学講座、病理診断学講座、小児科学講座、産科婦人科学講座、泌尿器科学講座、脳神経外科学講座、眼科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、皮膚科学講座、形成外科学講座、整形外科学講座、臨床薬理学講座、口腔顎顔面外科学講座、医療の質・安全学講座
	(協力講座・連携講座) 協力・連携講座
医学系研究科	(基礎・基盤医学領域) 機能形態学講座、生体構造学講座、分子細胞生物学講座、生化学講座、応用生理学講座、脳神経再生医学講座、薬理学講座、遺伝発達行動学講座、細菌学講座、生体防御学講座、公衆衛生学講座、法医学講座、医学哲学・倫理学講座、医学教育開発学講座
	(臨床医学領域) 内科学講座、総合外科学講座、腫瘍放射線学講座、放射線診断核医学講座、神経精神医学講座、麻酔神経科学講座、救急医学講座、総合医療学講座、リハビリテーション医学講座、臨床検査医学講座、病態病理学講座、病理診断学講座、小児科学講座、産科婦人科学講座、泌尿器科学講座、脳神経外科学講座、眼科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、皮膚科学講座、形成外科学講座、整形外科学講座、臨床薬理学講座、口腔顎顔面外科学講座、医療の質・安全学講座
	(協力講座・連携講座) 臨床試験学講座、情報医療学講座、高次細胞機能解析学講座、代謝・内分泌学講座、遺伝情報・発現学講座、重粒子線医学講座、食健康科学講座、数理データ科学講座、遺伝子治療学講座、生体機能解析学講座
保健学研究科	看護学講座、生体情報検査科学講座、リハビリテーション学講座
理工学府	物質・環境部門、電子・機械部門、理工学基盤部門、产学連携

	推進部門
食健康科学研究科	食健康科学講座

別表第2（第24条関係）

研究科	課 程	専 攻	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
教育学 研究科	専門職 学位課程	教育実践高度化	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教諭 専修免許状	
			中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、工業、英語
			特別支援学校教諭 専修免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

令和8年4月にパブリックヘルス学環（博士後期課程）を設置し、既存の修士課程を博士前期課程に変更することから、群馬大学大学院学則を改正する。

2. 変更の概要

パブリックヘルス学環（博士後期課程）の設置及び修士課程を博士前期課程に変更することに伴う、収容定員等の関連規定の整備を行った。

群馬大学大学院学則 新旧対照表（改正条文のみ）（案）

新					旧					備考	
(課程)					(課程)					課程の変更 入学定員・収容定員の変更(内数) 入学定員・収容定員の変更(内数) 課程の変更 〃	
第5条 情報学研究科、医学系研究科、食健康科学研究科及び医理工レギュラトリーサイエンス学環に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科、理工学府及びパブリックヘルス学環に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。					第5条 情報学研究科、医学系研究科、食健康科学研究科、 <u>パブリックヘルス学環</u> 及び医理工レギュラトリーサイエンス学環に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。						
2 保健学研究科、理工学府及びパブリックヘルス学環の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。					2 保健学研究科及び理工学府の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。						
3～5 【略】					3～5 【略】						
(専攻及び収容定員等)					(専攻及び収容定員等)						
第6条 本大学院各研究科、学府及び各学環（以下「各研究科等」という。）の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。					第6条 本大学院各研究科、学府及び各学環（以下「各研究科等」という。）の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。						
研究科等	課程	専攻	入学定員人	収容定員人	研究科等	課程	専攻	入学定員人	収容定員人		
教育学研究科	専門職学位課程	教育実践高度化	20	40	教育学研究科	専門職学位課程	教育実践高度化	20	40		
情報学研究科	修士課程	情報学	60	120	情報学研究科	修士課程	情報学	60	120		
医学系研究科	修士課程	生命医科学	13 a(3) b(3)	26 a(6) b(6)	医学系研究科	修士課程	生命医科学	13 a(3) b(3)	26 a(6) b(6)	入学定員・収容定員の変更(内数) 入学定員・収容定員の変更(内数) 課程の変更 〃	
	博士課程	医学	55 c(1)	220 c(3)		博士課程	医学	55	220		
保健学研究科	博士前期課程	保健学	50 a(2)	100 a(4)	保健学研究科	博士前期課程	保健学	50 a(2)	100 a(4)		
	博士後期課程	保健学	10 c(1)	30 c(3)		博士後期課程	保健学	10	30		
理工学府	博士前期課程	理工学	223 b(2)	446 b(4)	理工学府	博士前期課程	理工学	223 b(2)	446 b(4)		
	博士後期課程	理工学	34	102		博士後期課程	理工学	34	102		
食健康科学研究科	修士課程	食健康科学	40	80	食健康科学研究科	修士課程	食健康科学	40	80		
パブリックヘルス学環	博士前期課程	—	5	10	パブリックヘルス学環	修士課程	—	5	10		
	博士後期課程	—	2	6		【新設】	—				
医理工レギュラトリーサイエンス学環	修士課程	—	5	10	医理工レギュラトリーサイエンス学環	修士課程	—	5	10		

備考

- (1) パブリックヘルス学環の入学定員及び収容定員は、医学系研究科及び保健学研究科の入学定員及び収容定員の内数とし、博士前期課程はa、博士後期課程はcを付した括弧内の数字をその数とする。

<p>(2) 医理工レギュラトリーサイエンス学環の入学定員及び収容定員は、医学系研究科及び理工学府の入学定員及び収容定員の内数とし、b を付した括弧内の数字をその数とする。</p> <p>(修業年限)</p> <p>第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 保健学研究科博士課程<u>、理工学府博士課程及びパブリックヘルス学環博士課程</u>の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。</p> <p>4 ~ 5 【略】</p> <p>(学位授与)</p> <p>第23条 第21条から第22条の2までの規定により課程修了の認定を得た者には、次の区分に従い学位を授与する。</p> <p>教育学研究科 教職修士（専門職）</p> <p>情報学研究科 修士（情報学）</p> <p>医学系研究科 修士（生命医科学）、博士（医学）</p> <p>保健学研究科 修士（保健学）、修士（看護学） 博士（保健学）、博士（保健学）</p> <p>理 工 学 府 修士（理工学）、博士（理工学）</p> <p>食健康科学研究科 修士（食健康科学）</p> <p>パブリックヘルス学環 修士（社会健康医学）<u>、博士（社会健康医学）</u></p> <p>医理工レギュラトリーサイエンス学環 修士（医理工学）</p>	<p>(2) 医理工レギュラトリーサイエンス学環の入学定員及び収容定員は、医学系研究科及び理工学府の入学定員及び収容定員の内数とし、b を付した括弧内の数字をその数とする。</p> <p>(修業年限)</p> <p>第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 保健学研究科博士課程<u>及び理工学府博士課程</u>の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。</p> <p>4 ~ 5 【略】</p> <p>(学位授与)</p> <p>第23条 第21条から第22条の2までの規定により課程修了の認定を得た者には、次の区分に従い学位を授与する。</p> <p>教育学研究科 教職修士（専門職）</p> <p>情報学研究科 修士（情報学）</p> <p>医学系研究科 修士（生命医科学）、博士（医学）</p> <p>保健学研究科 修士（保健学）、修士（看護学） 博士（保健学）、博士（保健学）</p> <p>理工学府 修士（理工学）、博士（理工学）</p> <p>食健康科学研究科 修士（食健康科学）</p> <p>パブリックヘルス学環 修士（社会健康医学）【新設】</p> <p>医理工レギュラトリーサイエンス学環 修士（医理工学）</p>	<p>課程の変更</p> <p>学位の追加</p>
---	---	---------------------------

附則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 各研究科等の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和8年度から令和9年度は次のとおりとする。

研究科等	課程	専攻	収容定員 人	
			令和8年度	令和9年度
パブリックヘルス学環	博士後期課程	—	2	4

群馬大学大学院パブリックヘルス学環運営委員会規程

令和 6. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会等規則に基づき、群馬大学大学院パブリックヘルス学環運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 委員会は、パブリックヘルス学環（以下「本学環」という。）の研究指導担当教員である教授をもって組織する。

2 委員会が必要と認めたときは、前項以外の者を構成員に加えることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍
- (4) 教育課程の編成
- (5) 学生の在籍
- (6) 学生の厚生補導
- (7) 諸規則の制定及び改廃
- (8) 教育課程における内部質保証（自己点検・評価及び改善の実施を含む）
- (9) その他本学環に関する必要な事項

(議 長)

第4条 委員会に議長を置き、学環長をもって充てる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ学環長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第6条 委員会の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第2号の議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学環長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。